

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」

(平成 17 年 3 月 29 日総務省通知) について

(背景)

国地方共に厳しい財政状況、分権型社会システムへの転換、公共サービスの多元化(「新しい公共空間」の形成)による行政の役割の変化など。

(趣旨)

地方公共団体等においては、これまでも様々な形で行革に取り組んでいる、しかし、厳しい財政や経済状況を背景に地方公共団体の行革の進捗状況に対する国民の視線は厳しく、一部にいまだ存在する不適正な事例を放置することは、国民の地方分権に対する共感と理解の妨げとなる。行政に携わる者は、国民の重い負担により給与を得ているということを改めて自覚する必要がある。

地方公共団体においては、住民と協働し、首長の強いリーダーシップの下に、危機意識と改革意欲を首長と職員が共有していっそうの行革に取り組む必要がある。

(計画的な行政改革の推進と説明責任の確保)

1 行政改革大綱の見直し

本指針を踏まえ、新たな行政改革大綱等の策定又は見直しを行うこと。

2 集中改革プランの公表

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年計画(具体的な取組を住民にわかりやすく明示したもの)を策定し、平成 17 年度中に公表すること。(県において市町の状況を取りまとめ随時公表する。)

この「集中改革プラン」は、可能な限り目標の数値化、住民にわかりやすい指標を用いることとし、次の から に掲げる事項についての具体的な計画とすること。

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、  
特殊勤務手当の見直し等）

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

### 3 説明責任の確保

- (1) 行政改革大綱や集中改革プランの見直し等において住民等の意見を反映  
するような仕組みを整えること。
- (2) 行政改革大綱や集中改革プランの見直し等の過程をホームページや公報  
で住民等にわかりやすく公表すること。
- (3) 行政改革大綱に基づく成果について住民等にわかりやすく公表すること。  
(他市町と比較可能な指標に基づく公表など)

(行政改革推進上の主要事項について)

#### 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

- (1) 民間委託等の推進
- (2) 指定管理者制度の活用
- (3) P F I手法の適切な活用
- (4) 地方公営企業の経営健全化
- (5) 地域協働の推進

#### 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築

#### 3 定員管理及び給与の適正化等

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 給与の適正化
- (3) 定員・給与等の状況の公表
- (4) 福利厚生事業の見直し

#### 4 人材育成の推進

#### 5 公正の確保と透明性の向上

#### 6 電子自治体の推進

#### 7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

- (1) 経費の節減合理化等財政の健全化
- (2) 補助金等の整理合理化
- (3) 公共工事の適正化
- (4) 公的施設の見直し

## 8 議会改革